

新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育事業所等への 支援強化を求める意見書

今回の新型コロナウイルスの感染拡大により、医療・介護・福祉・保育事業所の経営が悪化しており、スタッフの賃下げにつながる事例も起こっています。防護具の不足から感染への不安も増しています。医療や介護、福祉、保育は、大変公共性の高い分野であり、本来は事業所の運営や、安全・安心な職員体制、働く労働者の処遇の確保は国や県の責任で行われるべきです。医療・介護・福祉・保育スタッフが安心して働き続けられ、地域の医療・介護・福祉・保育施設の経営を守るために、公的な財政措置を含めた支援の強化をしていただくよう、下記の事項について愛知県に要望する。

- 1、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた県内すべての医療機関を対象に、通常収益の減少分、および PCR 検査の実施、発熱外来や帰国者・接触者外来の開設、医師・看護師等の専属スタッフの確保、危険手当等を支援してください。
- 2、県内すべての医療機関を対象に、新型コロナウイルス感染症に伴って受診抑制などで生じた通常収益の減少分、および感染対策への対応に伴って支出した新たな費用の増加分に対して支援を強めてください。
- 3、県内すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために実績払いの補助金や利用料等について、県が減収分を補填してください。また、感染予防・感染対応等に係る費用の増大分に対して支援してください。
- 4、地域医療構想に基づく、公立・公的病院の病床の削減をせず、感染症病床を増床し確保してください。また、マスクや消毒用アルコール液など、標準予防策に必要な資材がすべての医療機関、在宅・介護事業所に行き渡るようにしてください。また、安定的に確保・供給を図るため財政措置を強化してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月18日

愛知県知事 大村 秀章 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会